

新型コロナウイルス感染症への対応について 第8報

学生・教職員・関係者の皆様へ

宮城教育大学学長 村松 隆

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）によれば、同感染症は、半年、1年を超えて対応を続けなければならないものと見解が示され、長期化が予想されます。このような状況下において、今後新学期を向かえるにあたり、皆様の、そして皆様の周りの方々の大学生活を守るために、当分の間、必要とされる対応を以下のとおりします。

1. 感染拡大防止のため、各自が心がけること

- 発熱等の風邪症状がある場合、登校せず、自宅等で静養する。**
- 以下の症状がある場合は、宮城県・仙台市コールセンター（022-211-3883）に連絡し、その指示に従って医療機関を受診する。また、大学の担当窓口に報告する。**
 - ・**風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合**
 - ・**強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある**

- ・自分の体調に気をつけ、自分自身で健康管理をする。
- ・咳エチケット、石鹸・アルコール消毒液などによる手洗い、外出時のマスク着用を励行する。
- ・屋内等の閉鎖的空間で、他人との距離が十分に確保できない環境での活動は避けるようにする。
- ・正しい情報に基づき、適切な判断をする。

2. クラスター（集団）発生の抑制

専門家会議によれば、これまで感染が確認された場の共通点として、以下3つの条件がそろった場により多くの人々が感染しています。すべての条件が重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、何かのきっかけに3つの条件が揃うことがあるため、これら条件が揃う場所や場面を予測し、避けるため対策を講じることが重要となります。

条件	対策
密閉空間であり換気が悪い	十分な換気を実施（可能であれば2方向のドア・窓を開放）
手の届く距離に多くの人々が密集	参加者の制限、一定の距離を空ける、時短・簡素化・分散実施
近距離での会話や発声がある	マスクの着用、発話者との一定距離の確保

(入学式について)

校園名	大学	附属4校園			
		中学校	小学校	幼稚園	特別支援
入学(園)式	中止	4/9(木)		4/13(月)	4/10(金)
	3/17HPにて公表済	参加者の制限、内容の簡素・時間短縮を図り、感染リスクを出来る限り減らす工夫をして実施する。			

(授業開始について)

大学は以下のとおり変更する。附属4校園は今後の状況により変更も見込まれる。

校園名	大学	附属4校園			
		中学校	小学校	幼稚園	特別支援
授業開始日	4/21(火)～	4/8(水)～			

(授業開始後の対応)

- ・発熱等の風邪症状がある場合は授業への出席は不可とする。
- ・可能な限りマスク着用する。また、各教室に設置するアルコール消毒液による消毒を履行する。
- ・座席間隔は1～2m程度、前後左右空けて着席する。
- ・近距離での会話を禁止する。
- ・2方向のドア・窓を開放する。休憩時間はすべての窓を開放し換気を行う。
- ・受講者が密集する教室の利用調整の検討、一部遠隔授業の導入を検討する。
- ・附属4校園については、上記を基本に各校園の実情に応じて対策を講じる。

(諸活動等)

(行事・イベント)

- ・サークル活動等の課外活動(学内外問わず)についても禁止とします。

課外活動等禁止期間：令和2年4月2日(木)～20日(月)

(国内外における移動)

不要不急の出張、私事旅行、帰省等は、控えるようにする。(国内外共通)

1) 国内について

感染症が拡大している地域への移動は、必要性を十分に熟考して是非を判断してください。

2) 海外渡航について

外務省感染症危険情報	本学の対応
レベル3(渡航中止勧告)	<u>渡航不可とします</u>
レベル2(不要不急の渡航は止めてください)	<u>原則として渡航不可とします</u>
レベル1(十分注意してください)	<u>不要不急の渡航を自粛願います</u>

最新情報は、[外務省安全ホームページ](#)で確認してください。

なお、やむを得ず海外渡航する場合は、以下について留意してください。

- ・渡航先の感染症情報及び日本人に対する入国規制内容を確認する。
- ・外務省渡航登録サービス（たびレジ）に登録し、外務省から諸々の協力依頼があった時は迅速に対応する。
- ・定期的に家族と職場と連絡を取る。
- ・日本からの渡航者に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限を行う国・地域を確認する。
- ・一部の国・地域からの日本への入国（日本人含む）する際の検疫が強化されており、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が必要となります。最新情報は、[厚生労働省検疫所ホームページ](#)で確認してください。

3. 学内で感染者が判明した場合について

別に定める「本学において感染者等が確認された場合の対応について」のとおりとする。

以上